



平成23年 5月24日

各 位

会 社 名 株式会社 大 水
代表者名 代表取締役社長執行役員 真部 誠司
(コード 7538 大証第二部)
問合せ先 執行役員総務広報部長 小田 幸一
(TEL 06-6469-3000)

不適切な取引に関する調査結果について

当社は、平成23年4月16日付にて「不適切な取引について」を公表いたしました。その後、当社では平成23年4月21日付にて第三者である専門家による外部調査委員会を設置し、事実関係と原因の迅速な解明、他の類似取引の有無の確認、再発防止策の策定などの調査を実施してまいりました。この度外部調査委員会より本日付で「調査報告書」が提出されましたので、調査報告書の内容、その指摘事項の連結業績に与える影響、再発防止策などにつきまして下記のとおりご報告させていただきます。

株主および取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。今後、当社グループ役職員が一丸となって再発防止と信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外部調査委員会による調査結果

外部調査委員会による調査結果がまとまり、本日調査報告書を受領しましたので、全文を添付し公表いたします。当社はこの調査結果を真摯に受け止め、本報告書の指摘内容を当連結会計年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の連結業績に折り込むとともに、速やかに再発防止の徹底に取り組んでまいります。

2. 連結業績への影響

本不適切な取引（以下本件取引という）は平成17年度より行われていましたが、各年度の連結財務諸表の損益に与える影響額が軽微であるため、当連結会計年度において当該影響額の総額を一括計上する方針です。したがって、本件取引の修正による損失額および本件取引の相手先への請求額に対する貸倒引当金設定額の合計額103百万円を当連結会計年度の特別損失として計上する予定です。

なお、当連結会計年度に過大計上されていた売上高601百万円および関連する仕入高590百万円は取り消しております。

当連結会計年度の業績予想の修正については、上記会計処理方針が確定次第速やかに公表いたします。

3. 再発防止策

当社は平成22年1月19日に公表した改善状況報告書に記載のとおり、①社員へのコンプライアンス意識の浸透、②コンプライアンスを推進する体制の構築、③内部管理体制の強化・再編、④モニタリングの強化を大きな柱とした諸施策を実施してまいりましたが、この度の外部調査委員会からの提言を受け、これらに加え新たに以下の再発防止策を導入いたします。

(1) 経営理念の浸透とコンプライアンス教育

当社はこれまでも経営理念やコンプライアンス意識の浸透に努めてまいりましたが、更に経営理念を組織の隅々まで浸透させ、従業員一人ひとりが公共的な企業のあり方を考え、企業人として健全な職業倫理観を保持できるよう、経営トップによる幹部教育や管理職との定期的な懇談会の開催などを行ってまいります。

また、コンプライアンス教育については、従業員一人ひとりがコンプライアンスの意義・重要性を認識し、能動的主体的に判断し行動できるよう、外部講師による受動的な研修だけではなく、従業員が高いモチベーションと意識をもって参加できる研修方法について検討してまいります。

(2) 人事異動の促進及びチーム制の再検討

当社はこれまでも人事異動を行ってまいりましたが、人材の育成や活性化、全社的な一体感の醸成、不適切な行為の防止などの観点から更に人事異動を促進いたします。

更に個人に暗黙知的に蓄積されてきた業務知識や取引先との人的関係を社内においてスムーズに継承する方策として、また従業員が個人で問題を抱え込むことを防止し、従業員相互に不適切な行為の牽制の役割も果たすよう、これまで取り組んできたチーム制を一層充実させてまいります。

(3) 内部通報制度の活用促進と外部通報制度の導入

内部通報制度等・目安箱に関する利用方法や利用目的への理解を一層図るとともに、通報制度の利用対象者として社内の従業員にとどまらず、仕入先・販売先・取引業者にも拡大し、アンケート調査等も利用した外部通報制度の導入を検討してまいります。

(4) 職務権限基準の見直し

各業務の金額別の決裁権限者については現在職務権限基準表により定めていますが、業務処理手順の一部（例えば決済サイトの変更や冷蔵倉庫業者への名義変更依頼方法など）

については明文化されたマニュアルが不足しておりました。今後業務処理手順を定めたマニュアルを策定し、担当者の裁量範囲について見直しを行ってまいります。

(5) 不正取引のモニタリング手法の拡充

現在行っているモニタリングに加え、今回の類似取引有無の調査で行った「得意先及び仕入先の経年取引高推移及び魚種別の市場別商流整理に基づく分析調査」を毎年継続して実施いたします。取引先に対する訪問頻度を高めて情報収集を行い、当社の占めるシェアに異常性がないかを把握・分析するとともに、日常から担当者及び上司間で取引先情報を共有化いたします。

また、架空在庫創出を牽制するため「月中における抜き打ちの在庫照合」についても毎年継続して実施いたします。

(6) 名義変更による売上計上手続きの改善

当社は市場内での卸売を中心としており、売上は出荷指示に基づき計上し、仲卸の場合には即日売渡票を交付し日々数量・単価を確定させる手続きを行っております。場外業者に対する冷蔵倉庫内での名義変更による売上についても名義変更指示に基づき計上しており、外部証憑（冷蔵倉庫からの名義変更完了報告書）の取得を義務づけていませんでした。今後は冷蔵倉庫内での名義変更による売上については、冷蔵倉庫からの名義変更完了報告書に基づき計上するという業務処理の統制を構築いたします。

4. 関係者の処分等

当社では、外部調査委員会の調査が終了しましたので、社内関係者に対して以下の処分を決定いたしました。

(1) 関係者の処分

本件取引の単独実行者である東部支社塩干部製品2課元課長に対しては、当社の就業規則に違反し、更に当社に対し重大な経済的損失を与えたことから、当社の審査委員会において厳正な処分を決定いたしました。

東部支社塩干部製品2課元課長（現営業本部付） 懲戒解雇（平成23年5月24日付）

また、部門の責任者等につきましては、当社の審査委員会において審議の上、厳正な処分を決定いたしました。

(2) 役員報酬の返上

経営責任および管理責任を明確にするため、以下のとおり役員報酬を減額いたします。

代表取締役社長執行役員 真部 誠司 報酬月額20%を3か月減額

取締役常務執行役員 打浪 誠也 報酬月額10%を2か月減額

取締役常務執行役員 成瀬 順 報酬月額10%を2か月減額

以上

調査報告書

平成23年5月24日

株式会社 大 水
代表取締役 真 部 誠 司 殿

外部調査委員会

委員長 川 村 和 久

委員 飯 田 健 一

委員 樫 本 尚 彦

当外部調査委員会（以下「当委員会」という。）は、貴社（以下「大水」という。）より調査の委嘱を求められた事項につき、今般その調査を終了したものであるので、本調査報告書を作成し、提出する。

第1 当委員会の概要

1 当委員会の設置に至る経緯

平成23年2月8日、内部監査室より、東部支社塩干部製品2課元課長（以下「当該社員」という。）の一部取引において、支払代金の支払決済サイトについて取引先との取決めより短い事象が不規則かつ頻繁に発生している旨の指摘があり、大水は直ちに社内調査チームを発足し調査を開始した。その結果、当該社員による冷サマの循環取引を内容とする不適切取引が行われていたことが判明した。さらに、大水は、同年3月28日、社内調査委員会を設置して、冷サバの取引についても並行して調査を進めたところ、冷サバの取引においても同様の不適切な取引が行われていたことも判明した（以下、両不適切取引を合わせて、「本件取引」という。）。

その後、社内調査委員会による調査により、ほぼ本件取引及び大水における損失額の全容を解明し、同年4月16日、大水は、その内容等について大阪証券取引所において開示するとともに、同月21日、上記社内調査の客観性、公正性を確保するため、後記調査等を目的として当委員会を設置した。

2 当委員会の構成

当委員会は委員長たる弁護士及び委員たる公認会計士2名により構成され、い

ずれも過去に大水の依頼により業務を行ったことはなく、利害関係のない独立の専門家として公正中立な調査を遂行し、意見を表明しうる立場にある。

3 当委員会の目的

当委員会は、

- ① 本件取引についての事実関係及び同取引に基づく大水の損失額（社内調査委員会による調査内容の検証を含む。）
- ② 当該社員ないしそれ以外の者による類似取引の有無の確認（社内調査委員会による調査に対する必要な改善指示及び調査内容の検証を含む。）
- ③ 再発防止策の策定

について調査及び提言を行うことを目的とする。

なお、大水は、平成20年11月にも、今回と同様の不適切取引の発覚により外部調査委員会による調査等が行われたうえ、過年度の決算短信等の訂正並びに有価証券報告書及び半期報告書等の訂正報告書の提出を行ったことがあり、平成21年6月、大阪証券取引所より改善報告書の提出を求められるとともに特設注意市場銘柄に指定されているところである（なお、平成23年3月15日、同取引所より同銘柄指定から解除しない旨の通知を受領している。）。

そこで、当委員会では、平成17年12月ころより開始されていた本件取引がなぜ前回の外部調査委員会等での調査時において発見を免れたのか、また、その後も本年2月に至るまでなぜ発覚を免れえたのかといった問題点も考察の必要があると考え、これらの点についても留意しつつ、本件調査を進めることとした。

第2 当委員会の調査方針

1 調査の方法

当委員会は、大水より開示された資料（本件取引関係業者から大水が提出を受けた資料を含む。）等を検討したうえ、必要に応じて、当該社員、大水役職員、本件取引関係業者等に対するヒアリングを実施する方法で調査を進めた。

ただし、当委員会による調査は、その時間的制約もあり、本件取引に関する全ての資料を網羅的に検討しえたものではなく、また本件取引に関係する全ての当事者、関係者等に対しヒアリングを実施しえたものではないことに留意されたい。

2 調査の内容

本件取引をめぐる事実関係及び大水の損失額に関する調査は、当該社員本人、その上司、内部監査室長その他の大水の役職員並びに本件取引に関係した販売先、仕入先の会社の代表者、経理担当者及び在庫商品を保管していた冷蔵庫業者の担当者からのヒアリングを行い、同時に、大水及び大水が入手した上記関係先の帳

票及び証憑等を適宜確認することにより行った。

類似取引の有無の確認の調査については、当委員会設置後も社内調査委員会における調査が並行して継続されており、当委員会としては、その調査の網羅性及び客観性の確保の観点から、社内調査委員会との合同での会議を複数回開催し、その進捗状況について随時報告を受けたうえで、その内容を確認し、その調査方法についても必要に応じて改善のための指示をした。また、その調査の結果につき、社内調査委員会が作成した取りまとめ資料等についての妥当性、合理性等についてチェックをした。

再発防止策の策定については、大水の現行の内部管理体制の状況につき、関連資料を入手して適宜検討するとともに、主に内部監査室長からこの点に関するヒアリングを行った。

第3 当委員会の調査結果

1 本件取引の事実関係

(1) 概要

当委員会が社内調査委員会の調査結果を検証しつつ、独自の調査も行った結果も踏まえて、本報告書提出日現在までに接することのできた資料等に基づく、本件取引をめぐる事実関係の概要は一応以下のとおりであると認定できる。

ア 本件取引については、取引先（大水の販売先及び仕入先）と取引商品において2つのルートが存在した。

第1は、販売先としてA社及び仕入先としてB社との間における冷サンマを対象とした循環取引であり、第2は、販売先としてC社及び仕入先としてD社との間における冷サバを対象とした循環取引である。

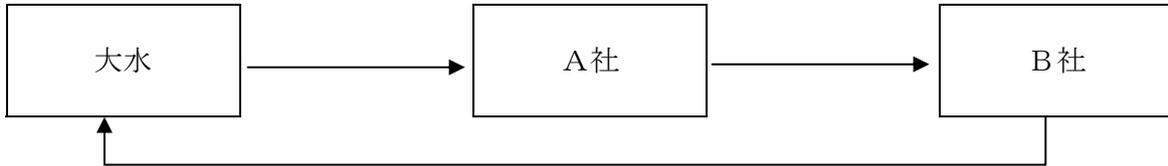
このような不適切な取引は、その後関係する販売先、仕入先の組み合わせに多少の変化はあったものの、平成23年1月末ころまで継続され、前記のとおり2月8日の内部監査室による指摘を端緒とした大水の調査を受けたことから終了した。

イ 当該社員が、冷サンマを対象とした不適切取引を開始したのは、平成17年12月ころのことである。その発端は、この年のサンマの豊漁による相場の暴落であった。当該社員がA社等向けへの販売を見込んで平成16年に仕入れて在庫していた冷サンマ在庫約2500万円相当の評価額（ただし、本人の供述による。）が仕入値の半分近くに下がってしまい、多額の含み損が生じた。

豊漁で安値となったサンマが市場に出回る一方で、冷凍物を余り長期間在庫しておくこともできず、かといって市場価格で売却すれば前記の評価損が現実化する。当該社員は、何としてもこの損失の表面化を避けつつ、長期不良在庫化の回避を図るため、かねて取引関係のあったA社の代表者及びB社の代表者

に依頼をして、大水を含めた三者間で前記不良在庫となった冷サンマの循環取引を行うこととした。

すなわち、冷サンマの循環取引は下記の図のような流れとなっている。矢印の向きが売上先を表している。

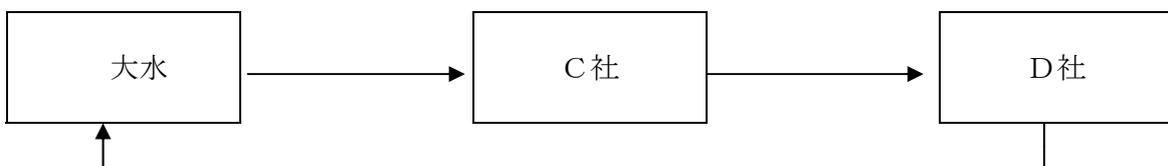


なお、平成22年10月ころ、大水のA社への与信枠の縮小が社内にて検討され始め、そうなればA社だけではこのような不適切取引の金額が消化できなくなることから、その補充として、当該社員は、E社やF社に依頼して、この取引に加わってもらうこととした。また、このことで、より一層取引金額が膨らんでいくことになった。

ウ 当該社員が、冷サバを対象とした不適切取引を開始したのは、平成20年3月ころからのことである。その発端は、平成18年半ばころに、従前柿の葉寿司の業者に卸売業者を通じて大量に販売していた冷サバが当該業者間のトラブルにより納入できなくなったことにあった。当該柿の葉寿司業者向けへの販売を見込んで、平成17年に当該社員が仕入れて在庫していた冷サバ在庫約4500万円相当の評価額（ただし、本人の供述による。）が、平成18年秋のサバの豊漁により、仕入値の半分近くに下がってしまい、多額の含み損が生じた。

豊漁で安値となったサバが市場に出回る一方で、冷凍物を余り長期間在庫しておくこともできず、かといって市場価格で売却すれば多額の評価損が現実化する。当該社員は、何としてもこの損失の表面化を避けつつ、長期不良在庫化を回避するため、一定期間自ら販売努力を重ねたものの、結局、前記冷サンマと同様に、かねて取引関係のあったC社の代表者及びD社の代表者に依頼をして、大水を含めた三者間で前記不良在庫となった冷サバの循環取引を行うこととした。

すなわち、冷サバの循環取引は下記の図のような流れとなっている。矢印の向きが売上先を表している。



なお、その後、C社の代表者からこのような取引の金額を減らすように強く求められたため、C社及びD社だけではこのような不適切取引の金額が消化できなくなり、その補充として、当該社員は、平成21年3月ころからG社、平成22年9月ころからH社、I社、J社に依頼して、順次この取引に加わってもらった。このことにより一層取引金額が膨らんでいくことになった。

(2) 本件取引の分析、特徴等

ア 態様等

- ① 本件取引は、いわゆる循環取引である。すなわち、大水が商品を仕入先から購入し、それを販売先に販売する。販売先はそれをさらに前記仕入先に販売し、さらに大水に販売する。そのような取引を継続的に繰り返してゆく。その間商品の実際の移動はなく、冷蔵庫業者内での名義変更手続きが行われるだけである。大水及び販売先、仕入先はいずれも約1ないし2パーセントのマージン（ただし、マージン率は変動していた可能性がある。）を付加して販売するので、循環が繰り返される度に、取引金額が増大してゆく。
- ② 本件取引の対象となった商品は、いずれも冷蔵庫業者に在庫保管されていた冷凍水産物であり、在庫可能な期間は約2年間とされ、比較的長期保存が可能な商品であった。
- ③ 本件取引においては、実際に冷蔵庫に在庫商品がある場合と、このような取引の代金決済のための資金繰りをするために現実には対象商品が存在しない架空取引も行われていた。
- ④ 本件取引に関与したのは、いずれも従前から大水と取引関係にあった業者であり、本件循環取引以外の実際の適切な取引関係も存在し、本件取引はそれらに混在していた。また、商品保管先の冷蔵庫業者とは、本件循環取引分以外の倉庫取引もあった。
- ⑤ 本件取引を主導したのは当該社員であり、大水内におけるその他の者の積極的関与や会社の組織的関与の事実を認める証拠は見出せなかった。

イ 動機等

- ① 当該社員が本件取引を行うようになった動機は、仕入在庫の含み損の表面化、不良在庫化による自身の社内における業績評価の低下による不利益等を恐れたことにあった。それ以外に私的な利得（リベート、キックバック等）を得るような利欲的動機が存在したと認めうる証拠は見出せなかった。
- ② 当該社員は、循環取引を継続している間にサバやサンマの相場が再び上昇するなどして、その際に適宜在庫を売り捌くなどすれば、本件事態を表面化させることなく解消できるだろうという期待ないし見込みを当初有していた。

ウ 手口等

- ① 当該社員は、販売先及び仕入先に対しては、取引開始にあたり、すでに他の二者間で成立した売買取引に与信や在庫調整等の目的で薄利のマーゲンで介入するだけのいわゆる水産物業界で慣習的に行われている「帳合取引」であるかのような説明を行い、循環取引であるとは明確に説明せず、あるいは、それを否定する言動をして、本件取引に協力させた。この点、少なくとも、当委員会がヒアリングした仕入先及び販売先については、自ら循環取引に関与しているとの認識は有していなかった旨供述した。
- ② 本件取引においては、いずれも大水の社内処理で必要とされている取引先からの請求書、納品書、冷蔵庫業者の在庫伝票、名変伝票（名変通知書）等の証憑類は基本的に整えられていた。これらの書類で当該社員が偽造等したと思われるものは見つかっていない。
- ③ 本件取引においては、冷蔵庫業者に対する名義変更の指示は基本的には当該社員がすべて行い、販売先及び仕入先は当該指示を自ら行っていなかった。冷蔵庫業者は、結果として、商品の荷主名義人ではないはずの当該社員の指示に従って名義変更を行っていた（ただし、名変伝票は各取引先に直接交付されていた。）。
- ④ 本件取引における取引先との通常の約定では、大水の売掛金の回収は売上日より60日サイト、大水の買掛金の支払は15日毎締め、15日後払いとなっていたが、当該社員は、循環取引の全体としての資金の流れを破綻させないため、仕入先に対する買掛金の支払を上記より短縮し、本件取引の末期には、仕入計上から7日から10日という通常より短期のサイトでの支払を繰り返すようになっていた。なお、大水では、「個別商談に基づくもの」等の理由であれば、担当社員の裁量で、基幹システム上で設定されている通常の支払パターンを変更することは容易に可能なシステムとなっていた。
- ⑤ 大水における商品仕入の社内決裁基準（ただし、本件当時）については、300万円未満の取引は、担当社員が作成した仕入原票について課長の事後決裁により承認され、300万円以上の取引については、事前に商品買付何書を作成したうえ、300万円以上の取引については部長決裁、1000万円以上の取引については営業担当取締役決裁、5000万円以上の取引については社長決裁を受けることとなっていた。当該社員は本件取引について概ね1取引300万円未満となるようにし、上司の（事前）決裁を回避するようにしていた。
- ⑥ 大水では、毎月15日と月末に在庫数量の確認（冷蔵庫業者からの報告在庫数量と社内帳簿上の在庫数量との照合）が行われていたが、当該社員はこの月2回の確認で架空在庫の存在が発覚しないよう、その確認日より前に在庫の名義変更の指示を冷蔵庫業者に対して行い、数日してから売上計上するといった

ことを繰り返すことにより架空在庫が発覚しないための隠蔽工作をしていた。

エ 発覚の経緯その他

- ① 前回の不適切取引発覚後大水の経営体制が代わり、平成21年7月、現代表者が就任直後、「良質な売上」「正しい仕事」等をキーワードとする「変革」の理念を掲げ、全社員に対し、不適切取引をしている者があれば正直に申告すれば咎め立てしないとの呼びかけを行ったが、当該社員は自己保身の気持ちから、本件取引を自発的に申告できなかった。その後も会社方針に明確に反する本件取引に後ろめたさを感じつつもずるずると本件取引を続けた。
- ② 本件発覚以前においても、平成22年ころには、当該社員の上司において、当該社員の取扱商品の在庫量の推移等が不自然に思われること、仕入代金の支払が決めより早いタイミングでしばしば行われていることに気付いたことがあり、当該社員に対しその理由を尋ねる等したことがあったが、当該社員は、その都度、取引が順調に増加しているなどと虚偽の説明をしたり、仕入先の資金繰りを助けてやるため等の弁解をし、また少なくとも一定期間は当該注意に対して一定の是正をするなどの恭順な態度を見せるなどの対応をしたため、本件取引を発見できるまでには至らなかった。当該社員は社内では概ね真面目で仕事熱心な人物であると評価されていた。
- ③ 平成22年10月ころ、仕入先から販売先に対する入金がなされないことから、販売先が自社で立て替えて大水に支払うなどの事態に陥ったことから、当該社員との間でトラブルとなったこともあった。ただ、当該販売先は、大水との間で他の取引関係もあったことや、上場企業たる大水に対する信用等から、当該社員の上司等に直接事態の改善を求めるような行動に出ることはなかった。
- ④ 今回本件取引が発覚したのは、平成21年7月以降に内部監査室で新たに採用された監査手法である「仕切金送金モニタリング」により、平成22年9月に東部支社における当該社員の取引の「異常な兆候」が発見され、内部監査室より当該社員に対して改善を求めたが、その後も抜本的な改善が見られなかったことから、平成23年2月、前記のとおり内部監査室の指摘により、常務執行役員管理本部長他が当該社員を呼び出し直接事情聴取を行ったことによる。当該事情聴取により、当該社員において不適切取引が行われていた疑いが高まり、その後、大水の社内調査で関係取引先の帳票類取寄せなどを含む裏付調査が行われたことにより、その後ほぼ全容の解明に至った。

2 大水の損失額

(1) 本件取引による損失影響額の把握方法

循環取引の場合、取引の循環を止めると架空在庫あるいは回収不能売掛金と

して影響額が出ることになる。なお、資金繰りの関係で循環取引関係各社が大水からの支払を受けることなく立替払した部分があり、立替払の必要性の発生原因が大水からの支払不足による場合には当該立替金も損失の影響額に加える必要がある。そして、本来ならば本件取引全てについて売上、仕入の取消を行い、架空在庫の調整を行うべきところであるが、通常取引も含まれる今回の循環取引について、完全に循環取引関係各社のすべての不適切取引を把握するのは困難、至難の業といわざるを得ず、今回は上記の循環取引停止に伴う売掛金及び他社立替金（以下「売掛金等」という。）、架空在庫をもとに、本件取引における最終的な影響額を把握することとしている。

(2) サンマの不適切取引の損失影響額

大水の損益に与える平成23年3月末現在の影響額は、以下のとおりである。

平成23年3月末現在影響額	△63,989,836円
---------------	--------------

大水は、上記影響額算定の基礎となる売掛金等及び架空在庫の金額の確度を上げるため、大水売上データとA社発行の請求書の消込み、A社発行の請求書とB社振込データの消込み、大水仕入データとB社が本件取引に関連するものとして提示した買付計算書の消込みを調査が可能な期間の全てにわたって実施し、当該消込み手続等によって判明した平成23年3月期の各社の取引を元に各社の手数料（マージン）総額を概算にて計算した。その上で、平成22年3月における循環取引関係各社に対する大水の売掛金残高等を平成23年3月期の影響額から控除することによって増加分を算定し、当該影響額増加分との整合性を確認するという手法をとっている。

(3) サバの不適切取引の損失影響額

大水の損益に与える平成23年3月末現在の影響額は以下のとおりである。

平成23年3月末現在影響額	△50,455,225円
---------------	--------------

上記影響額は、まずC社の売上傳票を入手するなど外部帳票も確認しながら平成23年3月の売掛金等を、商品の在庫の棚卸照合により架空在庫を算出し、さらに上記残高確認を行い債権債務、在庫金額および最終的な影響額を確定させた。また、当該影響額の妥当性を検証するため、平成22年3月における循環取引関係各社の大水に対する債権残高等を平成23年3月期の影響額から控除することによって増加分を算定した。その上で、当該社員からの聞き取りを元にして平成23年3月期の循環取引関係各社の取引金額を算出して、正確性を担保するためにC社のD社、G社への請求書と大水のC社への売上データと

を照合し、さらにD社からの仕入金額、その他各社への売上金額をもとに手数料（マージン）総額を概算にて計算し、平成23年3月期の影響額増加分との整合性を確認するという手法をとっている。

(4) 当該循環取引による損失影響額の総額

以上のサンマ、サバ両循環取引により発生した影響額をまとめると以下のとおりとなる。

	サンマ	サバ	合計
平成23年3月末現在影響額	△63,989,836円	△50,455,225円	△114,445,061円

(5) 本件取引の損失影響額算定の妥当性

当委員会は、これらの社内調査の過程を確認し、本件取引の損失影響額についての調査結果の妥当性、合理性については、一定程度の心証を得ることができた。

なお、当該循環取引により大水以外の循環取引関係各社が手数料（マージン）として受け取った金額について、大水は今後返還請求を行うことについての検討を行っており、最終的に大水が負担すべき金額は上記影響額よりも減少する可能性はある。

(6) 決算修正の処理方法についての当委員会の意見

当委員会としては、会計処理の具体的な修正方法を提示することはその任務としていないところではあるが、若干付言する。一般的には過年度に遡及して修正することと考えられるが、前記のとおり、通常取引も含まれる今回の循環取引において、完全に循環取引関係各社のすべての不適切取引を把握するのは困難、至難の業といわざるを得ない状況の中で、過年度修正をすることは、大水の株主を始めとするステークホルダーに不正確な情報を提供するおそれがあるともいえ、今年度において一括して特別損失として計上するとの処理についても不合理とまではいえないところである。この点については、最終的には、金額的重要性等も考慮しながら、大水が監査法人の意見を参考に決定すべきものとする。

3 類似取引の有無に関する確認について

(1) 社内における調査の概要

社内調査委員会は次のとおり、類似取引の有無に関する調査を行った。

① 得意先及び仕入先の経年取引高推移に基づく分析調査

社内調査委員会は、大水との取引高の拡大の顕著な取引先及び大水への取引依存度の高い取引先を、業界誌等の係数データに基づき抽出し、それらの取引先から大水が納入を受けた商品の大水の販売先若しくはそれらの取引

先へ大水が納入した商品の大水の仕入先との取引量の多寡に着目した異常性の分析を行った。

② 魚種別の市場（支社）別商流整理に基づく分析調査

社内調査委員会は、魚種別市場（支社）別に仕入先別販売先若しくは販売先別仕入先の取引量を一覧性のある帳票で整理し、商流等の異常性の有無を調査した。なお、本分析においては上記①の経年取引高推移データも参照している。

③ 販売仕入両取引を行う取引先及び買戻取引に着目した伝票通査

社内調査委員会は、日常的モニタリングに組み込まれている金額基準に基づく販売仕入両取引を行う取引先との取引及び買戻取引についての異常性確認手続の結果を本件の類似取引調査に利用した。

④ 同一個数での販売の反復傾向に着目した伝票通査

社内調査委員会は、循環取引においては、伝票単位の販売個数が大口かつ同一で複数回反復する傾向にあることに着目し、売上データを販売個数の類型毎に細分化し、商流、ブランド及び単価変動等の様々な観点から伝票通査を行い異常性の分析を行った。

⑤ 支払サイトが短縮されている取引の抽出と原因分析

社内調査委員会は、基幹システムに予め登録されている仕入先毎の支払サイトに比し短期に決済されている支払伝票を抽出し、その仕入先における早期支払の理由の合理性を確かめることにより類似取引の有無を確認した。

⑥ 冷蔵庫業者保有の名義変更履歴と売上明細との突合せ

社内調査委員会は、各冷蔵庫業者から一定の基準で選定した期間の大水から他社への名義変更履歴の外部証憑を取得し、当該期間の大水の売上データとの突合を行い、売上計上の遅延している名義変更の有無を確かめることにより類似取引の有無を確認した。

⑦ 月中における抜打ちの在庫照合

社内調査委員会は、定例の在庫確認日以外の時期に抜打ちで各冷蔵庫業者から預け在庫データを取得し、大水の在庫データとの照合を行うことにより類似取引の有無を確認した。

なお、社内調査委員会は、上記①ないし⑦の各調査において、いずれも抽出された結果に基づき、当該取引の担当者等へのヒアリングを行った。

また、各手続における調査対象のカバー率及び調査による抽出結果は、下表のとおりである。ここで、抽出件数は、カバーしている範囲のうち、詳細調査を要する取引又は取引先として一定の基準で抽出したものである。

項	金額等の基準	母集団	調査対象	カバー率	抽出件数
①	売上取扱高年間 60 百万円以上	冷凍・塩干・原料開 発取引高	左記金額基準の 取引先	80%	得意先 50 社
	仕入取扱高年間 60 百万以上	冷凍・塩干・原料開 発取引高	左記金額基準の 取引先	64%	荷主 46 社
②	主要 12 魚種	冷凍・塩干・原料開 発取引高 同在庫金額	左記 12 魚種の取 引	63%	51 社
			同上	93%	
③	取引高 100 万円 以上	総売上高	左記金額基準の 伝票	26%	2 件
④	全件	総売上高	同一個数 10 回以 上販売反復伝票	91.6%	135 パター ンの個数
⑤	送金金額 12 百 万円以上かつ送 金日数 14 日以 内	総支払高	左記金額基準の 支払伝票	塩干金 額 41%	荷主 395 社
⑥	平成 23 年 3 月全 件	該当月名義変更売 上高	該当月名義変更 売上高	—	291 件
⑦	全件	全冷蔵庫会社預け 在庫	全冷蔵庫会社預 け在庫	—	1,801 件

(2) 当委員会の評価

ア 分析的手続による社内調査に対する評価

当委員会は、上記(1)①及び②の社内調査委員会の手続及びその結果の確認を行い、類似取引確認の概括的分析として妥当であるとの心証を得ることができた。その際、抽出過程の妥当性、抽出先への大水役職員による訪問ヒアリング結果の十分性を確かめた。なお、本抽出において、本件取引先も全て抽出されたことを申し添える。

イ 伝票通査を中心とした社内調査に対する評価

(ア) 販売購買取引伝票に関するもの

当委員会は、上記(1)③及び④の社内調査委員会の手続及びその結果の確認を行い、同一相手先との間の在庫の移転による単純な循環取引や本件取引後期のような末期的循環取引については有効な分析手法であるとの心証を得ることができた。なお、上記(1)④の社内調査委員会の手続結果には、本

件取引先との取引の一部も抽出されたことを申し添える。

(イ) 支払伝票に関するもの

当委員会は、上記(1)⑤の社内調査委員会の手続及びその結果の確認を行い、調査結果には一定程度循環取引の特性が顕れていることを確認し、本手続についても有効な分析手法であるとの心証を得ることができた。また、本手続は本件取引発見の端緒であったことからそもそも評価できる手法であるといえる。本手続により抽出された395社の荷主のうち特に取引金額の大きな相手先として提示を受けた荷主21社に本件取引先は全て含まれていたことを申し添える。

ウ 販売取引に関する外部証憑との突合結果に対する評価

当委員会は、上記(1)⑥の社内調査委員会の手続及びその結果の確認を行い、名義変更通知が大水においては売上計上にかかる統制行為に活用されていなかったことを利用した本件架空在庫創出に類似した取引は無いことを確かめることができた。ただし、外部証憑たる名義変更履歴の入手のできなかった冷蔵庫業者に対してはサンプル調査による手続にて代替したものである。

エ 在庫照合に基づく社内調査に対する評価

当委員会は、上記(1)⑦の社内調査委員会の手続及びその結果の確認を行い、調査日時点において本件取引に関連するもの以外で架空在庫の存在は認められないことを確認した。

(3) 結論

以上のとおりであり、当委員会としては、上記の各類似取引確認手続の結果を総合的に評価し、本件取引の他には当該社員ないしその他の者による類似取引は存在しないとする大水の社内調査委員会の結論は妥当かつ合理的なものであるとの評価に達した。

特に、社内調査委員会は前回の不適切取引の調査時において本件取引が発見できなかったことを真摯に受け止め、今回は調査手法の深度を深めている。各種の切り口で取引や取引先を抽出、分析し、疑義の生じたものについては、一定の証拠や材料を持って担当者ヒアリングを行っている点は十分評価できる。

第4 再発防止策の策定についての提言

1 序

大水は、平成20年11月にも、今回同様の不適切取引の発覚により、過年度の決算短信等の訂正並びに有価証券報告書及び半期報告書等の訂正報告書の提出を行い、平成21年6月17日、大阪証券取引所より特設注意市場銘柄に指定され、さらに、平成23年3月15日、同取引所より同銘柄の指定から解除しない旨の通告を受けている。

この間、大水は新たな経営体制、経営理念とともに、現代表者の「正しい仕事」

「良質の売上」「変革」等のスローガンのもとに、業績向上への取組みとともに、内部管理体制の改善、充実を図ってきた。このような中、今回さらに同様の不適切取引が発覚したことは誠に残念と言わねばなるまい。大水が、永続的発展的に社会に貢献できる公共的存在で有り続けるために、経営陣のみならず、従業員の一人ひとりまでが、今回改めて危機感を共有し、二度とこのような不祥事を起こさない、起こさせないという堅い決意をし、同種事案の再発を防止するとともに、一丸となって日々業務に邁進し、再びその信用を回復する地道な努力を継続し続ける他はない。

2 本件取引が前回調査時以降も発覚を免れた原因についての考察

本件取引は前回平成20年の際の不適切取引と比較すれば、その損失の規模は約10分の1であり、取引規模は大水全体の売上高からみればごく小規模である。本件取引は、冷サンマの取引、冷サバの取引のいずれも大水の前記新体制より以前に開始され、それが新体制下においても発覚を免れえて継続してきたものである。

この点、循環取引は、証憑類が整っている限り、一般的に発見は困難なものであるというのであり、今回発見に効を奏した「仕切金送金モニタリング」も、循環取引の末期になって循環取引の行為者が循環取引内の資金繰りに窮するような事態となって初めてその実を上げ得る手法といえ、循環取引を始めた当初において期日通りに仕入代金が決済されている限り奏功しない手法である。この手法自体が前回の不適切取引発覚の経験を踏まえて考案されてきた手法であるうえ、本件取引のうち、冷サンマの不適切取引開始が平成17年12月、冷サバは平成20年3月の開始であったことを考えると、前回の不適切取引発覚時に行われた類似案件の有無の調査において本件取引が発覚を免れえたのは、やや止むを得ない面があったとも評価しうる。逆に、今回本件取引が発覚したのは、本件取引の規模が徐々に増大して仕切金の短期送金など異常な外部兆候が見られるようになってきたとともに、前回以降の大水の内部管理体制の改善・充実が功を奏したという評価もできるところである。

3 前回不適切取引後の大水の内部管理体制の改善について

前回の不適切取引発覚後において、大水の経営体制が刷新され、内部管理体制の充実・強化が図られてきたことは、大水が平成22年1月19日に大阪証券取引所に提出した改善状況報告書にも記載のあるとおりである。

そこには、①社員へのコンプライアンス意識の浸透、②コンプライアンスを推進する体制の構築、③内部管理体制の強化・再編、④モニタリングの強化を大きな柱として諸施策が列挙されており、それらの実現に向けた大水の真摯な取り組

みが詳細に記載されている。

このように内部管理体制の改善、強化に意を注いできたこれまでの大水の努力に対しては、当委員会としても、一定の評価をなしうるものと考えている。

そのうえで、当委員会が今後における本件類似取引等の再発防止策を提言するとすれば、以下のような点を指摘しうる。当委員会は、本提言が今後の大水の信頼回復への取り組みにおいて少なからず有効なものとなりうることを期待する。

4 再発防止策について

(1) 経営理念の浸透とコンプライアンス教育

大水の新しい経営理念が組織の隅々にまで浸透しているかどうか、今一度検証が必要である。経営トップによる幹部教育、管理職との定期的な懇談会の開催、各職場でのリーダーによる経営理念勉強会などを行うことにより、従業員一人ひとりが、公共的な企業のあり方を考え、企業人として健全な職業倫理観を保持することが全ての前提となる。経営者はこのことに対して徹底して意を用いる必要がある。

なお、大水はこれまでも従業員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、外部講師を招聘してのコンプライアンス研修等を随時行ってきた。しかしながら、このような研修は一般的に受動的客体的なものとなりがちであるともいえる。今一度、従業員一人ひとりがコンプライアンスの意義、重要性を認識し、能動的主体的に判断し、行動できるようになっているか検証が必要といえよう。また、従業員が高いモチベーションと意識をもって参加できる研修方法なども各種工夫すべきであろう。

(2) 人事異動の促進とチーム制の再検討

本件取引においても、当該社員は同一支社における同一部署での勤務が長期となっていた。このような人事は営業面での強みを発揮するという利点がある反面、取引先と慣れ合いの関係に陥りやすく、不適切な行為の温床となりやすい。よって、さらに人事異動を促進することが必要である。

それとともに、人事の長期固定化によって個人に暗黙知的に蓄積されてきた業務知識や取引先との人的関係を社内においてスムーズに継承する方策としても、これまで取り組まれてきた「チーム制」を改めて見直し、実情に応じた適切なものとすべきである。また、「チーム制」は、従業員が問題を個人で抱え込むことを防止し、かつ、従業員相互に不適切な行為の牽制の役割も果たすと考えられる。

(3) 内部通報制度の活用促進と外部通報制度の導入

内部通報制度は前回の不適切取引発覚時以前から存在しているが、その後あまり活用されていないのが実情のようである。また、これを補完するものとし

での「目安箱」制度も同様のようである。

内部通報制度等に関する利用方法や利用目的への理解の促進を一層図るとともに、通報制度の利用対象者として、社内の従業員にとどまらず、仕入先、販売先、取引業者等にも拡大したいいわゆる外部通報制度を導入することも検討すべきである。本件取引も、このような制度があれば、早期に発見できていた可能性もあろう。

(4) 職務権限基準の見直し

現在職務権限基準表により各業務の金額別の決裁権限者が定められているが、業務処理までは規定されていない（本件取引を例として言うならば、決済サイトの変更や、冷蔵庫業者への電話での名義変更依頼など）。職務権限基準表について、業務処理内容にまで範囲を広げ、担当者の裁量範囲については、今後詳細な見直しを行う必要があるといえる。

(5) 不正取引のモニタリング手法の拡充

これまでも各種モニタリングが実施されてきてはいるところであるが、次のような手法を拡充すべきである。

ア 得意先及び仕入先の経年取引高推移及び魚種別の市場別商流整理に基づく分析調査

前記「類似取引の有無に関する確認について」でも採用された本件分析手続は、不適切取引の発見に一定程度の有効性があるものと考えられる。取引先毎の情報収集手続や大水への取引依存度の高い取引先に対する与信判断手続と合わせて定型的な分析手法を確立し、少なくとも年1回程度同様の分析手法を実践する必要がある。その際、異常点についての担当者への聴取すべき事項や聴取の方法の確立、及び、日常からの担当者及び上司間の取引先情報の共有が重要である。

イ 月中における抜打ちの在庫照合

前記「類似取引の有無に関する確認について」でも採用された本件照合手続は、本件に類似する架空在庫創出への牽制においては効果的な手法であると考えられる。年1回程度、本手続をモニタリングに加えるとともに、各種証憑の送達義務等の契約条件を含む冷蔵庫業者との間のシビアな関係の構築が必要である。

(6) 名義変更による売上計上手続の改善

大水においては、大水在庫から他社在庫への名義変更通知を冷蔵庫業者から受領した際の手続が存在しない。これは、競りを中心とした大部分の売上が出荷指示に基づき計上され、相手が仲卸の場合には即日売渡票を交付し日々数量と金額を確定させる手続を行っており、名義変更による売上計上にも同様の手順が当てはめられていたことによる。このため、名義変更による売上計上が外

部証憑に基づいてなされておらず、統制が十分とはいえない状況であり、本件不正取引の発覚を遅延させた原因となった。したがって、各冷蔵庫業者との間で名義変更の都度の名義変更通知の送付を前述のとおり契約上明示し、名義変更通知に基づく売上計上を実施するよう新たな業務処理の統制を構築する必要がある。

以上